

一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令等 について

平成 31 年 1 月
経済産業省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正では、以下の 2 点について、関連省令及び告示を改正する。

- ①水素燃料電池自動車の普及等の水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応し、適切な保安規制を課すため、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に掲げられた圧縮水素スタンドに関する規制見直し項目のうち、検討の結果、安全上問題がないことが確認できた項目についての改正
- ②液化石油ガス岩盤備蓄基地関係の保安検査の方法として告示で指定してきた検査規格が定期見直しによる改定が行われたことに伴う改正。

(2) 改正を行う法令

- ・一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）
- ・コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）
- ・平成 17 年経済産業省告示第 84 号（保安検査の方法を定める告示。以下「保安検査告示」という。）

2. 具体的な改正の内容

(1) 圧縮水素スタンドに関する規制見直し

(i) 圧縮水素スタンドにおける高圧ガスの販売に際する保安台帳の廃止

①概要

高圧ガスの販売業者等（法第 20 条の 4 の規定に基づき高圧ガスの販売の事業の届出をした者及び同条第 1 号の規定により高圧ガスを販売する者）は、経済産業省令で定める販売方法の技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければならない（法第 20 条の 6）。この規定に基づく省令（水

素の場合、一般則)では、販売方法の技術基準として、高圧ガスの引き渡し先の保安状況を明記した台帳(保安台帳)を備えることが義務付けられている(一般則第40条第1号)。

圧縮水素スタンドにおいても、燃料電池自動車への水素燃料充填に関する販売について、保安台帳を備える事が求められているが、燃料電池自動車に圧縮水素の充填を行うのみであるため、販売先の保安状況を個別に記載しなくても保安上の問題は無いと判断したため、水素スタンドにおける水素充填による圧縮水素の販売に際し保安台帳の作成を不要とする。

②具体的な規定の内容

1) 水素スタンドにおける水素充填による高圧ガス販売の技術基準から保安台帳作成を削除【一般則(第40条)】

高圧ガスの販売に関する技術基準について、水素スタンドにおける燃料電池自動車への水素充填を行う場合については、保安台帳策定の対象外とする。

(ii) 圧縮水素スタンドにおける販売主任者選任の一部不要化

①概要

経済産業省令で定める高圧ガス(一般則第72条第1項で水素等を規定)の販売業者は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、一定の資格と経験を有する者のうちから、販売主任者を選任し、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を行わせる必要がある(法第28条第1項)。

一方、第一種製造者であって法第5条第1項第1号に規定する者(冷凍以外の高圧ガス製造を行う者)がその製造したガスをその事業所において販売する場合には、販売方法の技術基準に従う必要はあるが(法第20条の6)、販売業者としての届出(法第20条の4)及び販売主任者の選任(法第28条)については不要としている。

水素スタンドにおいても、高圧ガスの製造と販売を同一の事業者(第一種製造者)が実施している場合は、上記の規定により、販売主任者の選任は不要となるが、同様の業務内容でも、高圧ガスの製造と販売を別法人が担う水素スタンドの場合には、販売を行う事業者が法第20条の4の規定に基づき販売の事業の届出を行うとともに、販売主任者の選任を行っている。

水素スタンドにおいて、製造と販売を行う者が別の事業者であっても、製造事業者が販売業者の販売に際しての保安の確保の実施を担う関係が確認出来る場合は販売主任者が選任されなくても保安上の支障が無い

め、販売主任者の選任を不要とする。

②具体的な規定の内容

1) 販売主任者の選任要件の例外追加【一般則（第72条）】

販売主任者の選任要件の規定において、製造と販売を行う者が別の事業者であっても、第一種製造事業者が販売業者の販売に際しての保安に関する業務の管理を適切に実施出来る体制が整備されていることが契約及び危害予防規程において確認出来る水素スタンドにおける水素の販売を販売主任者選任の例外とする。

(iii) 定置式圧縮水素スタンドに関する保安検査方法として民間規格を指定

①概要

一定以上の処理能力を持つ水素スタンドは、法第35条の規定により、定期に都道府県知事等の行う保安検査を受ける必要がある。一般則第82条第2項本文及びコンビ則第37条第2項本文では、この保安検査の方法について、告示で定めることとしており、この規定に基づく告示（保安検査告示）では、施設に応じた民間の保安検査基準に則り検査をすべき旨を定めている。

他方、水素スタンドについては、民間の保安検査基準が整備されていなかったため、一般則及びコンビ則の別表（一般則別表第3、コンビ則別表第4）に規定された検査方法を用いることとしている（一般則第82条第2項ただし書及び同項第4号、コンビ則第37条第2項ただし書及び同項第4号）。

この度、定置式圧縮水素スタンドに関する民間の保安検査基準（KHK/JPEC S 0850-9（2018））が取りまとめられたため、保安検査方法として告示で指定し、併せて、該当する別表の検査方法を削除することとする。

②具体的な規定の内容

1) 定置式圧縮水素スタンドに関する保安検査基準（KHK/JPEC S 0850-9（2018））の指定について

定置式圧縮水素スタンドの保安検査基準（KHK/JPEC S 0850-9（2018））が、既に保安検査方法として指定されている他の検査基準と同様に高圧ガス保安協会の規格委員会において、定められたプロセス（学識者、メーカー、行政関係者等からなる有識者委員会での検討やパブリックコメント、レビュー）を経て、取りまとめられたため、保安検査方法を定める告示において指定する。

なお、民間の保安検査基準の内容は以下のとおり。

- ・圧縮水素スタンドの設備のうち、一般的な高圧ガス設備と共通の設備についての保安検査方法については、一般的な高圧ガス設備の検査方法として告示指定されている KHK S 0850-1 (2017) の検査方法を同様のものを規定
- ・圧縮水素スタンドに固有の設備に関する保安検査方法については、水素スタンドの特性を踏まえた方法を規定
例：高圧水素の影響を受けない材料を用いた設備については、水素純度などの管理を行っている場合（蓄圧器の場合は、これに加えて非破壊検査を実施している場合）に限り、内部の目視検査を不要とする 等

2) 保安検査方法の指定に伴う、省令別表の検査方法削除

告示で、民間の保安検査基準を指定することに伴い、一般則別表第3及びコンビ則別表第4から、圧縮水素スタンドの保安検査方法を削除する。

(2) 液化石油ガス岩盤備蓄基地関係の保安検査方法の民間規格の最新版を保安検査方法として指定

現在、コンビ則の適用を受ける製造施設のうち、液化石油ガスを液化石油ガス岩盤貯槽に受け入れ、当該液化石油ガスを他の施設に送り出すためのものについては、保安検査告示において、保安検査方法として KHK/JOGMEC S 0850-8 (2012) 保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）という民間の保安検査基準を指定している。

当該基準について、民間における定期的な見直しの結果、改訂版である KHK/JOGMEC S 0850-8 (2018) 保安検査基準（液化石油ガス岩盤備蓄基地関係）が策定された[※]ため、保安検査方法として指定する。

※当該基準の改定についても、高圧ガス保安協会の規格委員会において、定められたプロセス（学識者、メーカー、行政関係者等からなる有識者委員会での検討やパブリックコメント、レビュー）を経て改訂された。

3. 今後のスケジュール

平成 30 年 11 月 21 日～12 月 20 日 パブリックコメント
平成 30 年 1 月 11 日 公布・施行